

これまでの「年金加入履歴」です。
※お示ししている「年金加入履歴に」に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
(①、②、③…などの項目番号の詳しい説明は、裏面に。)

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
1	厚生年金 (厚生年金保険、船員保険及び国民年金に加入していない期間があります。)	(株)○○	昭和42年2月1日	昭和48年3月31日	73月
2	厚生年金	有限会社××	昭和50年4月2日	昭和55年4月1日	60月
3	国民年金		昭和55年4月1日	昭和63年10月1日	102月
4	厚生年金 (厚生年金基金加入期間)	△△株式会社	昭和63年10月1日 平成2年4月1日	平成5年3月31日 平成5年2月1日	53月)
5	国民年金		平成5年4月1日	平成17年10月1日	150月
⑦ 国民年金 (未納期間を除く。)		⑧ 厚生年金保険		⑨ 船員保険	
		加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間
【ご参考】					
遺族年金の受給者の方につきましては、亡くなられた方の記録についてお示ししています。					
(1) - 2					

○「①番号」について

加入制度が厚生年金保険又は船員保険である場合に、別頁にある「標準報酬月額と標準賞与額の月別状況」において、各月の標準報酬月額等をお示ししています。この番号は、その際の番号に対応しています。

○「②加入制度」について

この欄には、加入した年金制度をお示ししています。

※厚生年金保険については、「厚生年金」と表示しています。

○「③お勤め先の名称等」について

この欄には、勤務した会社（事業所）名又は船舶所有者名などを表示しています。

会社名又は船舶所有者名が社会保険庁のコンピュータに登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」又は「船員保険」と表示しています。

○「④資格を取得した年月日」、「⑤資格を失った年月日」

取得した年月日については、厚生年金保険や船員保険に加入した年月日を表示し、失った年月日については、会社を退職した日などの翌日を表示しています。

○「⑥加入月数」について

この欄は、各番号ごとの年金制度の加入月数を表示しています。

※被保険者資格を失った当月は、加入月数には算入されません。

○「⑦国民年金」について

⑦欄は、国民年金の加入期間をお示ししています。この期間には、未納期間は含んでおりませんので、「⑥加入月数」でお示しする国民年金の月数の合計とは異なる場合があります。

○「⑧厚生年金保険」、「⑨船員保険」について

⑧欄は、厚生年金保険の加入期間、⑨欄は、船員保険の加入期間の内訳を表示しています。

【加入月数と加入期間】

「加入月数」は、実際の加入月数の合計を示しています。坑内員や船員の「加入期間」については、⑧欄では坑内員、⑨欄では船員として加入した月数を、昭和61年3月までは3分の4倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは5分の6倍して表示しています。

【厚生年金基金】

⑧欄のカッコ内には、厚生年金保険に加入していた期間のうち、厚生年金基金に加入していた月数を再掲しています。（厚生年金基金から支給される給付等に関するお問い合わせにつきましては、当時加入していた厚生年金基金、又は企業年金連合会（電話：03-5777-2666）にご確認をお願いします。）

○「⑩年金加入期間合計」について

⑩欄は、年金加入期間のうち、未納期間を除いた期間を表示していますので、「⑥加入月数」でお示しする月数の合計とは異なる場合があります。

（共済組合等に加入した期間を含んでいないため、お手持ちの年金証書に記載された老齢基礎年金の年金額計算対象となった期間とは、異なる場合があります。）

○「厚生年金保険、船員保険又は国民年金に加入していない期間があります。」と表示された期間について

上記の表示は、次のような期間のことを示しておりますので、ぜひご確認ください。

①昭和36年4月以降の20歳以上60歳未満の期間で、年金制度に加入なさっていなかった期間

（この期間に、国民年金の保険料を納めたはずだと思われる方は、お申し出ください。）

②共済組合員であった期間（ご不明の点は、それぞれの共済組合等にお問い合わせください。）

③厚生年金保険や船員保険に加入しておられた期間であっても、脱退手当金など一時金の計算の基とされた期間（脱退手当金などを受け取っていなかつたと思われる方は、お申し出ください。）